
福島県総合計画審議会議事要旨

1 日 時

平成18年9月15日(金)13:30~15:30

2 場 所

杉妻会館 4階 「牡丹」

3 出席委員

宇津木綾子 委員

木田都城子 委員

國井常夫 委員

國分俊江 委員

相樂新平 委員

白石昌子 委員

鈴木浩 委員

田子正太郎 委員

永田リセ 委員

中山洋子 委員

新妻香織 委員

畠腹桂子 委員

星陽子 委員

皆川猛 委員

森芳信 委員

谷ヶ城隆 委員

山川充夫 委員

4 議 事

(1)「うつくしま21」の進行管理について

(2)地域で進める総合的な土地利用計画事業について

(3)その他

5 提出資料

- 資料1 『「うつくしま21」重点施策体系(2006～2010)』の周知状況について
- 資料2 「うつくしま21」重点施策体系における施策の達成度を測る指標の変更について
- 資料2別紙 「うつくしま21」重点施策体系における施策の達成度を測る指標の訂正について
- 資料3 「うつくしま21」の進捗状況報告
- 資料3－1 人口と経済の姿
- 資料3－2 2010年の県民のくらしを表す代表的な指標の推移
- 資料3－3 重点施策体系における施策の達成度を測る指標の推移
- 資料3－4 地域構想のフォローアップ
- 資料3－5 分野別全国比較一覧
- 資料4 地域で進める総合的な土地利用計画事業について
- 資料4－1 地域で進める総合的な土地利用計画事業について
- 資料4－2 中妻まちづくり地区土地利用計画書
- 資料4－3 中妻まちづくり協会からの提言書

6 審議会議事録

計画評価主幹：

委員の皆さんお揃いでございますので、ただ今から福島県総合計画審議会を開催いたします。

はじめに鈴木会長よりご挨拶をお願いします。

鈴木会長：

皆さんこんにちは。久しぶりにお会いした気がしますが、ご多忙のところお集まりいただきましてありがとうございます。急に涼しくなってきて、ちょっと体調を崩しているんですけど、皆さんいかがでしょうか。

あの今日はですね、皆さんにご議論いただいて、この「うつくしま21」の後期の計画がもう既に動き始めております。それで、「うつくしま21」の進行管理について、昨年度改訂をいたしました重点施策体系で、達成度を測る指標等をこれまで定めてまいりましたけれども、その推移等を報告していただく、これまでの実績、経過を報告していただくというのが一つ。

それからもう一つなんですが、これも皆さんご記憶にあると思いますが、この審議会は国土利用計画の役割も持っていて何度も議論した結果、国土利用計画の運用についても、もうちょっと、県、あるいはこの審議会で計画内容を審議できるようにしようということで、部会を作りまして、特に農村部を含めた土地利用計画のあり方について検討してまいりました。まだ最終段階というものではないんですけども、地域で進める総合的な土地利用計画事業ということについて、私も部会に参加し、この中の審議会のメンバーのうち4名の方々と一緒に何度も部会を開いてまいりました。その中間報告を今日させていただくということで、大きく言うとこの2つがあります。

審議会のメンバーの方々にも、時折それぞれのお立場からご協力をいただいております

が、3年前からこの審議会のメンバーで地域懇談会というのを開催してまいりました。今週の月曜日、今年度最初の地域懇談会を県北地域、福島を中心にやってまいりました。一つは、地域懇談会をやると総合計画、見たことも聞いたこともないという県民の方が当然ながらまだまだおられます。そういう人たちへの橋渡しだとか、福祉だとか、医療の問題、我々も大変議論してまいりましたけれども、実際に小規模作業所に行ってみる、障害者自立支援法という法律がどんなふうに作用しているかということを話を聞いてみる、そうするとやっぱり地域での悲鳴みたいのが聞こえています。そういうことを聞きながら県の行政が何ができるかということについても、我々がもっともっと関心を持たないといけないなというふうに思い知らされたりしてまいります。審議会のメンバーの方々にもこれから時折そういうご要請があるかもしれません。県民と県行政の橋渡しをしてるのがこの審議会だというふうに私は常々思っておりますので、県民の意見をいろいろな立場でお聞きしていただいて、この審議会でいろんなご意見をまたご披露していただければありがたいと思います。

今日は、ちょっと重い課題が2つあります、一日よろしくお願ひいたします。あいさつに代えさせていただきます。

計画評価主幹：

ありがとうございます。ここで議事に先立ちまして、資料の確認をさせていただきたいと存じます。委員の皆様には、事前に資料を送付しておりますが、資料の追加、訂正がございます。

それでは、お手元の次第に綴られたものをご覧いただきたいと思いますが、めくっていただきますと配付資料一覧というものがございます。それ以降の資料でございます。配付資料一覧の以降の資料でございますが、まず、資料2の別紙として、『「うつくしま21」重点施策体系における施策の達成度を測る指標の訂正について』という追加資料が1枚ございます。次に、資料3-5「分野別全国比較一覧」については、お手元に配付しております資料に全部差し替えをお願いしたいと思います。資料4-1「地域で進める総合的な土地利用計画事業」につきましては、1ページから8ページまでの差し替えをお願いいたします。当日配布としておりました資料4-2「中妻まちづくり土地利用計画書」、資料4-3「中妻まちづくり協議会からの提言書」につきましては、お手元に配布してあるとおりでございます。よろしくお願ひをいたします。よろしいでしょうか。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと存じます。これ以降につきましては、鈴木会長に議事の進行をお願いいたします。会長よろしくお願ひいたします。

鈴木会長：

それでは、ここからは私が議事の進行役を務めさせていただきますので、ご協力のほどをよろしくお願ひいたします。

議事に先立ちまして定足数の確認を行います。当審議会は委員現員24名ですが、本日17名の方が出席しておられますので、本審議会が有効に成立しておりますことをまず確認させていただきます。

続きまして議事録署名人を2名選びたいと思いますが、議長の指名で決めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(異議なしの声)

どうもありがとうございます。

それでは、今日の議事録署名人をご指名申し上げます。お一人は相楽新平委員、もう一方は星陽子委員にお願いいたします。よろしくお願ひします。

それでは議事に移ります。1の「うつくしま21」の進行管理について、事務局の方から説明をお願いいたします。よろしくお願ひします。どうぞ。

計画評価参事：

計画評価グループのハ木でございます。これから説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。おかげさまをもちまして、新たな「うつくしま21」重点施策体系につきましては、昨年12月19日、議会の議決を経まして、今年の2月製本を完了いたしました。お手元にお配りしてあるものでございます。ありがとうございました。それでは説明に入らせていただきます。

はじめに、「うつくしま21」重点施策体系の周知状況につきまして、ご説明を申し上げます。資料1をご覧いただきたいと思います。

「うつくしま21」重点施策体系の周知につきましては、平成17年10月25日付けで、『福島県新長期総合計画「うつくしま21」重点施策体系の見直しについて(答申)』におきまして、総合計画審議会委員の方から「あらゆる機会を通じて、新たな重点施策体系の周知等を図ること」と付帯意見を出されております。

県におきましては、この答申に基づきまして、改訂後すぐに、今年2月に中・浜・会津の県内3方部で、まずは県出先機関職員、市町村職員を対象といたしまして説明会を開催いたしました。

それから、18年度に入りまして、今年度入ってすぐでございますが、さらに一般県民を対象に加えました説明会をあらゆる機会を捉えまして、7方部で開催いたしまして、先ほど会長の方からお話ありましたように「うつくしま21」の地域懇談会などで、これまで41回、延べ1,900人程度の方に説明をさせていただいております。

また、この関係の資料の配付につきましても、「資料配付対応」に記載のとおり、2番目のところにございますが、この記載のとおり実施いたしておりまして、あらゆる機会を捉えまして周知を図って参ったところでございます。

今後につきましては、特に民間の方々を中心にいたしまして、一般の県民を対象にした周知等を図っていきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、資料2の方をご覧いただきたいと思います。指標の関係でございますが、修正の必要がございましたのでご報告をいたします。

各目標指標の設定につきましては、各種部門別計画との調整を行いながら進めたわけでございますが、そこにございます介護関係の指標につきましては、各市町村の方からの報告数値の積み上げ作業によるものでございますが、その報告には各市町村の議会の議決が必要でございました。このため、部門別計画の「うつくしま高齢者いきいきプラン」での数値が固まりましたのが3月末でございます。それで、重点施策体系の見直しを終了した後でございましたので、そこに書いてございます下線を引いてある部分について、上半分の方が変更前の数値でございますが、これを下半分の変更後の数値に修正するものでございます。

次に、資料2の別紙の方をご覧いただきたいと思います。訂正の必要もございましたので、ご報告申し上げます。「姉妹都市等締結数」につきまして、市町村からの報告に誤りがございましたので、同じように訂正をするものでございます。それから「産業廃棄物の

「不法投棄把握量」につきましては、積算誤りがあったために訂正するものでございまして、変更前の数値に含まれております不適正保管量を減じまして変更後の数値に訂正するものでございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、「うつくしま21」の進捗状況につきまして、資料3-1から5によりましてご説明を申し上げます。

はじめに、資料3-1で「人口と経済の姿」につきまして、ご説明いたします。

まず、人口についてでございますが、グラフの右側、すう勢値と誘導値とあります、「うつくしま21」の中で、過去のトレンドから算出した数値をすう勢値、それから本県のポテンシャルを発揮することで達成可能な数値を誘導値として示しております。本年8月1日現在の県内人口は約208万1千人でございまして、すう勢値でございます209万人を既に1万人程度下回っている状況であります。日本の総人口におきましても、国勢調査の結果、人口動態統計の結果で、ともに平成17年に人口減少に転じたとの結果が出ておりますけれども、本県におきましては、ちょっと先行するような形で平成10年1月の213万8千人をピークに減少を続けておりまして、近年、マイナス幅が少し拡大してきておるような状況でございます。

2ページの人口動態についてでございますが、上のグラフが自然増加数と社会増加数の推移でございまして、下のグラフが人口増減の推移となっております。

次に3ページの年齢階層別人口の推移でございますが、平成17年10月1日現在で、県の人口におきます0歳から14歳の人口割合は年々減少しまして14.7パーセント、65歳以上の人口割合は22.7パーセントまで増加しております、少子高齢化が確実に進行しております。

次に経済についてでございますが、4ページをお開き願います。本県の平成16年度の実質経済成長率は、4.4パーセントでございまして、国の経済成長率を上回っております、2年ぶりのプラス成長となっております。なお、県では、今年8月に発表いたしました「最近の県経済動向」におきまして、経済概況を上方修正しております。

次に5ページをご覧いただきたいと思います。平成16年度の県内総生産は、平成7年度価格で約8兆8,807億円となっておりまして、平成22年度のすう勢値を僅かではございますが上回っているような状況でございます。産業別構成比で見ますと、第1次産業が1.9パーセント、第2次産業が33.2パーセント、第3次産業が67.4パーセントとなっております。

7ページをお開きいただきたいと思います。就業者数の推移でございますが、平成17年の「国勢調査抽出速報集計」によりますと、就業者数が減少しております、産業別構成比では、第3次産業の割合が高くなっている一方で、第2次産業の割合が低下しております。

8ページをお開きいただきたいと思います。平成16年度の県民所得は、平成7年度価格表示で約6兆5,787億円、一人当たり県民所得は約312万5千円でございまして、緩やかに上昇しております。

次に、各指標についてご説明を申し上げます。資料の3-2の方でございますが、「2010年の県民の暮らしを表す代表的な指標の推移」についての資料でございまして、資料3-3が「重点施策体系における施策の達成度を測る指標の推移」についての資料となっております。

資料3-2の「2010年の県民のくらしを表す代表的な指標」につきましては、「うつくしま21」第1編基本構想の第2節「2010年の県民社会の姿」の中で31指標が定められておりまして、県民を含めた県全体としての努力目標の意味を持ちますと同時に、この指標の改善につきましては県全体の努力の成果とみることができます。

また、資料3-3の「重点施策体系における施策の達成度を測る指標」の方は、昨年度の重点施策体系の見直しで、従来61ございました指標を133に増やしまして、きめ細かな進行管理を行うと同時に、施策の成果を総合的に表すものや県民に分かりやすく示す指標を「シンボル指標」として整理をいたしております。こちらは、県の施策の努力目標でございまして、県の施策は、この指標の改善を目指して展開されることとなっております。

では、資料3-2の方をご覧ください。主なものについて説明をさせていただきます。まず1ページをご覧いただきたいと思います。「人に関する指標」でございますが、1番の「県や市町村の審議会等における女性委員の割合」につきましては、毎年数字が上がっておりまして、平成18年4月1日現在で20.2パーセントとなっておりまして、前年度と比較すると0.9ポイント上昇しております。今後は、特に市町村におきまして一層の女性の登用促進を進めたいと考えております。

3ページの「くらしに関する指標」でございます。10番目の「年間総労働時間」につきましては、平成17年は1,943時間でございまして、前年より3時間の減となっております。全国的には、パートタイム労働者等の労働時間の短い労働者が増えた影響で減となっております。平成18年4月1日に「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」が施行されましたことから、さらに短縮するものと考えております。

5ページをご覧いただきたいと思います。「産業に関する指標」でございます。18番の「新規就農者数」でございますが、昨年度までは概ね順調に増加してきましたが、18年度には減となっております。市町村とともに受入体制を強化いたしまして、就農の促進を図って参りたいというふうに考えております。

「環境に関する指標」でございますが、6ページの26番の「国立・国定・県立自然公園利用者数」につきましては、16年、これ暦年になりますが、16年には、1,555万9千人となっておりまして、前年より若干の増となっております。海水浴やスキーなど観光での利用が占める割合が大きくて、景気動向や気象条件に影響を受ける傾向もございますが、尾瀬地域の単独国立公園化を契機といたしまして積極的な利用をPRして参りたいと考えております。

7ページをご覧いただきたいと思います。「基盤に関する指標」でございますが、31番の「福島空港利用者数」につきましては、16年度は5年ぶりに前年度を上回ったわけでございますが、17年度は大阪便の小型化などにより減となっております。さらに今年度に入りまして福岡便の休止や去年の愛・地球博の反動によりまして名古屋便の利用低迷など、厳しい状況となっております。今後も北関東からの送客の促進や国内外の就航先からの誘客促進を図るとともに、就航先との多様な分野での交流を促進いたしまして、安定的な福島空港の利用拡大を図って参りたいというふうに考えております。

以上が第1編の基本構想の第2節の部分でございます。

次に、資料3-3の方をご覧いただきたいと思います。「施策の達成度を測る指標」の

主なものについて、ご説明をさせていただきます。

昨年度改めて策定いたしました重点施策体系の方で、現況値といたしまして表示したものについては、斜線表示としております。今回把握した実績値につきましては、黒塗りで表示をいたしております。また、年度別の目標値を、今後の目標値でございますが、点線の白抜きで表示をしておりますので、比較しながらご覧いただけるかと思います。さらに、シンボル指標で、全国順位を表示しているものにつきましては、折れ線グラフで表示しております。以下、シンボル指標を中心に、特徴的なものをいくつかピックアップしてご説明をさせていただきます。

1ページ目からは、第一の柱であります、「ユニバーサルデザインに彩られたともに生きる社会の形成」でございます。右上の「健康で元気な高齢者の割合」につきましては、15年度の86.4パーセントから85.6パーセントに下がっております。17年度の速報値でございますが、こちらではさらに84.9パーセントまで下がる見込みとなっております。今後は、高齢者人口の増加に伴いまして、要支援、要介護認定者が増加することが予想されますので、介護予防事業を積極的に展開するとともに、引き続き市町村事業の財政的支援を行うことによりまして、健康寿命の延伸を図って参りたいというふうに考えております。

次の「就業している障がい者数」でございますが、障がい者全体で平成17年度には5,498人となっておりまして、前年度より156人増加しております。全国順位は、就業者1,000人当たりに占める障がい者数の比率で比較しておりますが、平成15年では24位となっておりまして、前年から4つ程順位が上がっています。障がい者の就業にはきめ細かな支援が必要でございまして、自立支援法の施行に伴い、障がい者の就業希望が高まることが予想されますので、障がい者就業サポートセンターの空白地域となっております県北地域での設置などを検討していく必要があるものと考えております。

7ページからは、第二の柱でございます「安全で安心な社会の形成」でございます。左下の「犯罪発生件数」をご覧いただきたいと思います。平成17年の犯罪発生件数は24,529件でございまして、平成14年の36,018件をピークに3年連続で減少しております。地域と一体となった犯罪抑止対策を展開いたしまして、街頭警察活動の強化やボランティアとの協働活動を推進した結果と考えられます。今後は、子供に対する声かけ事件の防止など、重点的な対策を推進し、更なる減少に努めたいというふうに考えております。

8ページの1つ目「自殺者数」をご覧ください。16年度は若干下がったものの、17年の速報値では上がっておりまして、全国順位も36位と厳しい状況にございます。高齢者を中心とする普及啓発事業を実施するなど、高齢者の自殺は減少傾向にございますが、30歳から50歳代の男性自殺者が急増しておりますので、原因が経済問題など広範囲に及ぶことから、精神的健康の分野のみならず、部局を横断した対策を早急に検討しなければならないというふうに考えております。

13ページをご覧いただきたいと思います。3つめの柱でございます、「循環型社会の形成」でございます。左下の「一般廃棄物の県民一人一日当たり排出量」でございます。平成16年度には1,024グラムとなっておりまして、平成14年の1,057グラムから2年連続して減少しております。これは、意識啓発事業がある程度浸透してきたものと考えられますけれども、平成22年度の目標達成には更なる取組みが必要であります

で、集団回収などによるリサイクルの取組みやマイバッグ運動などの啓発事業に加えまして、事業系一般廃棄物の減量化や市町村におけるごみ処理の有料化の検討を進めてまいりたいと考えております。

右側2つ目の「一般家庭等における年間電力使用量」でございますが、16年度は1,920キロワットアワーと大きく上がっておりまして、これにつきましては、猛暑など天候等に大きく影響されるため単純に比較することは難しいのですが、目標値から比較すると悪化している状況にあります。しかし、全国順位は少ない方から2位と前年より2つ上がっておりまして、相対的には良くなっていますが、引き続き、家庭での消費エネルギー10パーセント節約を目標といたしまして、あらゆる機会を通じて啓発を図ってまいりたいというふうに考えております。

18ページからは、4つめの柱でございます、「活力ある個性豊かな社会の形成」でございます。右側2つ目の「有効求人倍率」でございます。17年の速報値、これによりますと、16年までは年度平均値でございますが、この17年の速報値によりますと30位となっておりまして、全国順位は3つ下がっておりますけれども、景気の回復傾向を受けて、平成15年度の0.64から0.79、0.83と順調に数値が伸びております。

引き続き、地域ビジネス創出支援事業等によりまして、安定的な雇用創出を図っていくことが必要というふうに考えております。

20ページをご覧いただきたいと思います。左側2つ目の「県内大学への社会人入学者数」でございます。平成18年度には、346人となっておりまして、前年度から100人あまりの増となっております。これは、福島学院大学の駅前キャンパス開設によりまして新規に60名の増となったことが大きく影響しております。今後は、各企業におきます自己啓発制度の整備を促進するとともに、大学におきましても学びやすいカリキュラム構築を働きかけるなどいたしまして、現行水準を維持してまいりたいというふうに考えております。

26ページ目からは柱の5つ目になります。「参加と連携による地域づくり」でございます。一つ目の「県が認証したNPO法人数」でございますが、平成17年度末までに323団体となっておりまして、順調に増加しております。引き続き「くらしと環境の県民講座」において制度の周知を図るとともに、みらい工房におきまして設立相談を実施するなど、NPO法人の設立支援を図って参りたいと考えております。

それから、29ページ目からは柱の6つ目になります。「子育て支援など次代を拓く仕組みづくり」でございます。32ページをご覧いただきたいと思います。右側の「周産期死亡率」でございますが、平成16年の5.6から3.9に大きく減少しております。全国順位も平成16年の37位から5位に上がっております。平成14年度から稼動している福島県周産期医療システムが着実に成果を上げておるのではないかと。また、平成16年度から国立病院機構福島病院でNICUにあわせまして、産科が開設されました効果も考えられます。周産期母子医療センター未設置の二次医療圏の解消や産科医・小児科医の医師不足に対する対応など課題もございますので、17年度の水準を維持できるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

35ページ目からは、7つ目の柱でございます、「過疎・中山間地域対策」でございます。1つ目の「過疎地域の携帯電話世帯カバー率」をご覧いただきたいと思います。平成17年度に従来からの国庫補助事業での整備に加えまして、単独事業として携帯電話不通

話地域解消事業を創設いたしまして、移動通信用鉄塔の整備を行った結果、世帯カバー率は81.18パーセントとなっております。過疎地域は山間部も多く、1つの鉄塔でカバーできるエリアが狭いこともございまして、事業者による主体的な整備がむずかしいということがございまして、引き続き携帯電話不通話地域解消事業によります整備を進めるとともに、事業者に対しても積極的に働きかけを行って参りたいというふうに考えております。

以上が重点施策体系におきます施策の達成度を測る指標の推移状況でございます。

以上ご覧いただきましたが、このような状況を踏まえまして、今回策定いたしました新たな重点施策体系に基づきまして、今年度、18年度からそれぞれの目標値達成に向けて、全庁挙げて各種事業を企画し、実施に取り組んでいるところでございます。今年度取り組んだ事業の実績につきましては、来年度において数値化いたしまして、評価を行いまして、こここの場とはちょっと別の審議機関でございます、事業評価委員会におきまして評価内容を検証していくことになります。評価結果につきましては、ホームページ上に公表していくことになります。

それでは、次に第3編の資料3-4をご覧いただきたいと思います。第3編の地域構想のフォローアップにつきまして、その概要を説明申し上げます。

この地域別構想のフォローアップにつきましては、各地方振興局が中心となりまして取組んでおりまして、管内の各部局出先機関や市町村、さらには本庁各部局とも連携しながら各方部の「地方振興政策会議」に諮りまして、取りまとめをしたものでございます。項目は410項目ございますが、昨年度と同様になりますが、平成17年度に具体的動きがあった事項、それから平成17年度に進展が見られたものなどを中心に記載しております。その中でも特に各地域において実績などの点で強調したい項目につきましては◎(二重丸)で、それから、今後重点的に取り組んでいく項目につきましては●(黒丸)で表示をいたしております。

また、会津地域、相双地域に「トピックス」として記載しておりますのは、フォローアップの対象となる主要な施策にはなっておりませんが、各地域独自の取組みとして17年度に実施した事業の状況でございます。時間の関係もございますので、各地域、それ代表的なもの1つについて説明申し上げたいと思います。

はじめに、県北地域についてでございます。1ページをお開きいただきたいと思います。

1ページの下段、「社会教育」の分野でございますが、福島県男女共生センター開館5周年記念事業といたしまして、今年の2月に「男女共生ふくしまサミット」を実施いたしております。

続きまして、県中地域につきまして、8ページをお開きいただきたいと思います。8ページの中程、「農林水産業」の分野でございますが、農業技術の一層の高度化、技術開発の促進・普及の拠点となります農業総合センターにつきましては、計画的な整備を進めまして、今年4月に開所をいたしております。

続きまして、県南地域につきましては、15ページをお開きいただきたいと思います。

15ページの中程、「中山間地域対策」の分野でございますが、過疎・中山間地域の振興を図るため「過疎・中山間地域経営戦略県南地方会議」を設置いたしまして、「東白川地方過疎・中山間地域振興実践計画」を策定しております。今後は、この計画に基づきまして、交流拡大のための事業を実施するとともに、市町村・民間団体等の取組みに対しまし

て支援していく予定でございます。

続きまして、会津地域につきまして、16ページをお開きいただきたいと思います。1

6ページの中程でございますが、「保健・医療・福祉」の分野でございますが、会津統合病院(仮称)の立地場所といたしまして会津若松市河東町十文字地区を選定いたしまして、基本構想・基本計画など具体的な検討に着手しております。

続きまして、南会津地域につきまして、25ページをお開きいただきたいと思います。

25ページの下段になりますが、「中山間地域対策」の分野でございますが、只見町国民健康保険朝日診療所と県立会津総合病院とを結ぶ遠隔医療システムの整備に要する経費を助成いたしまして、地域格差のない高度な医療の確立と重症患者搬送時の迅速な対応を図っております。

続きまして、相双地域でございますが、28ページをお開きいただきたいと思います。

28ページの下段でございます。「観光・リゾート・交流型産業」の分野でございますが、「うつくしま浜街道～はまつて『祭・食・健・美』～」を統一テーマといたしました浜通り大型観光キャンペーンを、浜通り全市町村共同で実施しております。

続きまして、いわき地域についてでございます。33ページをお開きいただきたいと思います。33ページの下段、「商工業」の分野でございますが、17年11月に小名浜港くん蒸上屋が完成いたしましたことによりまして、青果物や生花等の輸入が可能となっております。

生活圏相互の連携に係るフォローアップ及び広域連携に係るフォローアップにつきましては、36ページ以降に記載をしております。

そのほか、資料にはまとめておりませんが、18年2月、今年の2月に策定しました「地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言」進化プログラムに基づきまして、今年の4月、各地域に「地域連携室」を設置いたしまして、より住民や市町村に身近な出先機関が迅速かつ柔軟に地域課題に対応するための体制を整備いたしまして、現在、各地域の地域連携室におきまして、地域課題の解決策等を練り上げ実践する取組みを進めておるところでございます。

かけ足となりましたが、以上が地域構想のフォローアップの概要でございます。

最後に、資料3-5でございますが、こちらの方、参考資料でございますが、一応見方についてご説明させていただきたいと思います。

この「分野別全国比較一覧」につきましては、参考資料として作ったわけでございますが、本県の現状を既存の統計資料をもとに直近の数値・順位を一覧に整理したものでございます。見方につきましては、上段と下段に分かれておりますが、下段の方が重点施策体系の見直しの際に記載している数値と順位でございまして、上段の灰色の網掛けになっている部分が、今回更新された直近の数値と順位を示しております。また、2段に表示されていないものがございますが、これは調査サイクルが1年ごとになつてないということもございまして、今年度数値が更新されないものでございます。それから指標名の右側、指標名という欄がございますが、「順位の変動状況」と書いてございます。矢印を付している指標がございますが、これは順位に大きな変動があった指標でございまして、前回調査から3ポイント以上順位が上下したものを示したものでございます。3ポイント以上順位が上がった指標は、全部で8指標、それから3ポイント以上順位が下がった指標は7指標というふうになっております。

例えば、2ページの「火災出火件数」これをご覧いただきますと、人口10万人あたりの発生件数が平成16年の56.9件から17年の43.4件に減少しております、順位でみると41位から16位というふうに順位が大幅に上がっておりま

また、3ページ「乳児死亡率」でございますけれども、こちらの方につきましては出生数千当たりの(数値が)14年の2.9から15年には3.5と死亡率が上がっておりまして、順位についても18位から37位というふうに大幅に下がっております。その他につきましても同じようにご覧いただきたいと思います。

以上で私の方からの説明を終わらせていただきたいと思います。

鈴木会長：

どうもありがとうございました。進行管理について、今、大変詳しくご説明をいただきましたが、ただ今の説明に対してご質問やご意見を承ります。どうぞお願ひします。

森委員：

資料の3-1からですが、5ページの「県内総生産」のところで、平成14年、15年、16年とだんだん上がっているのに、どうして平成22年のすう勢値が下がる形で予想されるのかというのが一つです。

それから、資料3-2の5ページの21の「観光客入込数」、平成17年に急激に上がっているんですが、これは理由があつてのことなのか、それとも算定方法が変わったのかということをお聞きしたいということです。もし、その関係で26に、平成16年度までしか出ていないんですが、平成17年度が分かっていたらということですが、これに応じてこの26番も平成17年で触れてるかどうかというのをちょっとお聞きしたかったということです。

それから資料の3-3ですが、7ページの左の「交通事故死者数」ということですが、これは県の人口が県によって全然違う訳なので、死者数ではなくて、本来なら人口割合、1,000人当たり何人とか、そういう人口割合にした方がいいんじゃないかなという気はします。

それから、7ページの右の方ですが、「いじめ・暴力行為・不登校の件数」として、全国順位で1位となっている訳ですが、こういう書き方だと件数が多くて1位というふうに取られかねないので、これはたぶん少ないので1位ということなんだと思いますが、そうすると、「不登校の件数の少なさ」とかいう題目にしないといけないのかなということと、これも件数じゃなくって生徒数の1,000人に対しての割合が少ないとそういうことにしないとおかしいんじゃないかなと。全国順位として比較するのはおかしいんじゃないかなという気がするんです。

それから20ページの右下のところ「指定道路延長」とある訳ですが、一般の方にこの指定道路と言って意味が分かるのかどうかというのがちょっと疑問があります。県の用語の説明のところにも指定道路というのがないので、それはちょっと考えられた方がいいんじゃないかなという気はいたします。ざっと見たところそんなところです。

鈴木会長：

はい。何点かご指摘、あるいはご質問がありました。何かコメントありますか。言われてみるとなるほどそういう指標の方が見やすいかもしれないというお話しながらですが。

はい。どうぞお願ひします。

計画評価参事：

まず最初の県内総生産につきます、すう勢値の話でございますが、すう勢値につきましては、先ほど申しましたように、ポテンシャル云々ではなくて、このまま行きますとどうなるかというふうなその数値をおきまして、それで、かつその際に、もし県のポテンシャルを合わせまして一生懸命やつたらどのくらいまで伸びるのだろうかというのが誘導値ということでございまして、その間のところに入していくような形にその指標がなっていくのではないか。ですから、目標としては、最大限誘導値の方に近づくようにやっていきたいと。計画を立てました平成12年度の段階では、そのままもし推移しましたならば、一般的に81,479が87,100というふうなところに行くだろうと。それをポテンシャルを考えまして、それを一生懸命やっていけば96,800まで行くだろうという、そういう表でございます。

鈴木会長：

一つひとつ。他のところ何かありますか。

商工労働政策監：

資料3-2の5ページ、21の「観光客入込数」のご指摘で、平成17年が急激に上がっているというご指摘でございます。ご指摘のとおり、実は平成17年から観光統計のやり方を一部変えてございます。今観光の統計につきましては、全国的にバラバラだったということもありまして、統一しようという動きがございます。それに合わせまして、平成17年、暦年でございますけれども、観光の調査をするポイントがぐっと増えております。そういう意味で、これを仮に平成16年までのポイント数、そのやり方で数字を出してみると、4,226万5千人ということで、もちろん増えてございますけれども、ちょっとそこを開きがございます。17年以降、今年も、18年もそうでございますが、今後は、17年の5,299万5千人を数値をベースにやっていくことになろうかと思いますので、ご了解ください。

鈴木会長：

はい。どうぞお願いします。

生活環境部政策監

生活環境部でございます。まず最初に資料3-2、6ページの指標番号が26番「国立・国定・県立公園の利用者数」の平成17年度の数値があればというお尋ねでございましたけれども、毎年翌年の3月に、データをまとめる形になってございまして、現時点においての直近の数値が平成16年度の数値だということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、資料3-3でございますけれども、ここ7ページ、シンボル指標の「交通事故死者数」、これにつきまして、人口割りで全国の順位を出しているのかというお尋ねだったかと思いますけれども、この全国で20位というのは、そこまではちょっと出しておりません。生の数字、実数というふうにご理解をいただきたいと思います。ただ我々の考え方といたしましては、全国の相対的な比較というのもあるでしょうけれども、ここに掲げております平成22年度の目標値、110人以下を最終目標として、日々交通安全の徹底に取組み、目標値の達成を進めていきたいと考えております。

鈴木会長：

ちょっと今の、ここではそうなっているというのは分かったんですが、森委員のご指摘は、これを1,000人当たりというのを相対評価にした方が、全国比較はその方が正確

な比較になりませんかという、こういうご判断なんですが、これでいいという、今ご説明でよろしいでしょうか。

生活環境部政策監：

この20位という数値は、今ほど申しましたように、絶対値での比較ということでございます。今、委員からそれでは実態が明確に現れていないのではないかというお質しだうと思いますので、今後その辺については若干検討させていただきたいと思います。

鈴木会長：

ありがとうございます。それでは次の、お願ひします。いじめの方のところは、どなたか。あの同じ7ページのところなんですが。

教育庁企画主幹：

それではいじめの件数についてでございますが、これは委員お話ありましたように、1,000人当たりの発生件数で順位を付けております。

鈴木会長：

これはそうなんですか。どっかに書いてあるの。7ページのやつですよね。

教育庁企画主幹：

件数につきましては、実際起こった件数などでございますが、順位を付けるにあたりましては、1,000人ごとの発生件数を使って付けております。

鈴木会長：

それで、ここの1位とか2位とかいうふうに示すときに、1位とか2位とか少ないという意味での1位なんですよね。件数が多いからではないと。

教育庁企画主幹：

ではないです。おっしゃるとおり、少ない方がいいわけでございますので、良い順からの順位ということでございます。

鈴木会長：

表現の仕方がもうちょっと的確に伝わらないと、このままだと件数が多い方が1位のかなと誤解されませんか、というご指摘です。

教育庁企画主幹：

それはその通りだと思いますので、検討したいと思います。

鈴木会長：

よろしくお願ひします。

土木部企画技術総括参事：

はい、土木でございます。資料3-3の20ページ「指定道路延長」でございますが、これにつきましては、港湾又は工業団地などの物流拠点間を結ぶ、いわゆる25トントレーラーが通れるような道路を指定しているという道路でございますが、森先生のおっしゃるとおり、下の方にそのようなコメントを付け加えたいと思います。

鈴木会長：

はい、どうもありがとうございます。どうぞ。

生活環境部政策監

先ほどの交通事故の死亡者の全国順位の付け方でございますけれども、先ほど私は絶対値で順番付けをしたという話を申し上げましたが、ちょっと間違ってございましてですね、人口10万人当たりの死亡者数、これをですね、全国との対比のなかで数字を出しまして、

そこで順位付けているということでございます。訂正させていただきます。

鈴木会長：

死亡者数は絶対数だけど、相対順位は10万人当たりで比較をしていると。森委員何かありますか。よろしいですか。他にどなたか。山川委員お願ひします。

山川委員：

質問と意見と混ざっていると思いますが、主に資料3-3です。3-3の1番目、1ページ目のところの「健康で元気な高齢者の割合」、すう勢で見る限り、これをVカーブで回復するのは、非常に難しいのではないかという気がいたします。生きがいづくり事業等によりと記載してありますけれども、これ本当に可能になるのかどうかちょっと危ぶまれるというふうに思います。

それから2つ目はですね、9ページで「生活習慣病死亡者の増加率」なんですけれども、これも一般的にみて、本当に減っていくんですかね、という感じがします。むしろ生活習慣病の死亡に到る前に、例えば人間ドックとか定期検診を受けているとかっていう、こういうところでチェックするということの方が現実的なのかなと、これは意見です。

それから15ページです。15ページの「二酸化炭素排出量」のことがあります、これは質問なんですが、京都議定書、これを具体化していかなければいけないということで目標値があるわけですが、こういう目標値がもう県のところまで下りてきているのかどうかということと、それとの関係でこの将来の指標との関係といったことがどういう形で考えられているのかという、これを教えていただきたいと思います。

それから19ページです。「特許出願件数」ですが、これも傾向としてこうずっと下がってきている。これもV字的にですね、回復するということになっておりますけれども、どういうところで特許が出願されているのかということと、これをV字カーブ的に回復していくにはどんなことを考えておられるのかということ、これについてお伺いできればと思います。

それから20ページのところで、これは福島大学の状況についてちょっとご紹介したいと思いますが、ご承知のようにこの間新聞に載りましたが、国立大学法人、単年度で2,800万円の赤字ということが新聞記事で出ております。そのなかで、高コスト体质のものについて見直しが必要だというような議論があります。その中の一つとして、福島大学いくつか街中プランチ、福島市内にもありますし、郡山、それからいわき、そして会津若松にもあります。これについてあまりに費用がかかりすぎいると、見直しが必要だと、こういう意見が出ております。とりわけ街中プランチのですね、チェンバ大町につきましては、現在夜間主コースは1年生のみしかやっておりません。60名定員でやっておりますが、1年生のみで、しかも、そのうちの体育と語学については、騒音の問題、それから体育施設等のこともあるって金谷川キャンパスでやっております。したがって、1年生も土曜日やっておりますが、6日間のうち2日間は金谷川キャンパスでやっていると。それから郡山方面から通ってくる学生、都合のいい電車が9時10分頃とかいうことで、もう9時頃には授業終わらないといけないということでの要望が出てます。要望といいますか、問題点が指摘されております。こういうこともありますので、今後いろいろなところとご相談をしていきたいというふうに思いますけれども、高コスト体质ということで言われていて非常に頭を抱えているということで、これは大学の状況についての報告ということでございます。以上です。

鈴木会長：

はい、どうもありがとうございました。それでは、特に資料の関係でご質問ご意見があつたことについて、担当部局の方から。どうぞ。

保健福祉部政策監：

保健福祉部でございます。ただ今、3-3の1ページでご質問いただきました平成17年度における「健康で元気な高齢者の割合」が84.9パーセントに対して、22年度で90パーセントという目標について、達成可能かどうかというご質問だったかと思いますが、実は、この元気な老人、高齢者の割合の算定の仕方でございますけれども、これにつきましては、第1号被保険者と申しますか、65歳以上の方の要介護、あるいは要支援認定者以外の方の割合というものから算出してございます。実はこの指標を12年の長計に合わせて、11年度に計算したわけでございますけれども、実は平成12年度から介護保険制度が導入されました。それで、当初介護保険導入される直前の11年度にこの22年度に90パーセントと設定したわけでございますけれども、その後、介護保険制度が導入後、この介護制度の利用者が相当伸びてきたという状況、あるいは高齢化が相当進んできたという状況からですね、このようにV字型というか、だんだん下がっていくような状況になってございます。ただ全国的にみましても、その元気な高齢者の割合が8位、9位、10位、あるいは東北地方でも1位と、相対的にはよい状況にはございますが、いずれにしましても、平成11年度の設定当初の状況とだいぶ変わってきたということが背景にございます。ただ、私どもとしましては、ご要望だということでお話ありましたように、やはり元気なご老人というか、高齢者というか、健康寿命をどう延ばすかということでございますので、そういう予防という観点から、私どもの方といたしましては、さまざまな事業を今後積極的に取組みながら、元気な高齢者の割合が増えるようになお一層努力を積み重ねていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

鈴木会長：

もうちょっと説明をいただきたいと思うんですが、今の山川委員のご質問はですね、平成17年度の84.9というふうに、ここまでパーセンテージが落ちているでしょ。これを徐々に上げていく、90パーセントまで平成22年までに上げるというのは、今、後半でご説明されたことで実現できるというふうに考えているんだという答弁でよろしいですか。

保健福祉部政策監：

お答えします。現実的にはですね、90パーセントという、先ほど申し上げましたように、平成11年度に設定した値が前提となるなかでは、現実的には90パーセントの目標達成は困難ではないかと思っているわけですが、いずれにしましても繰り返しとなりますけれども、我々といたしましても、健康寿命というか、元気な高齢者をいかに増やすかということで、その辺の介護予防も含めて、積極的に次々やっていきたいと思います。なかなか難しい困難な状況であることは認識してございます。以上でございます。

鈴木会長：

ありがとうございます。それでは、その他のご質問やご意見。ちょっと待ってくださいね。ご答弁いただきます。どちらでも結構です。

生活環境部政策監：

資料3-3の15ページ「二酸化炭素排出量」の関連でお尋ねがあったわけでございま

すけれども、京都議定書につきましては、ご案内のように、第1約束期間が2008年から2012年の5カ年間に、先進国では少なくとも5パーセントの削減、我が国としては6パーセントの削減と、こんな形になっておるわけでございますけれども、それを受けましてといいますか、元々、福島県として、地球温暖化対策について、今後の対応が必要だということで、計画を持っておったわけでございますけれども、その地球温暖化防止対策計画、これを今年の3月に改訂をしてございます。その中では国全体の6パーセント減を上回る目標値を掲げて、具体的にはマイナス8パーセントになるわけでございますけれども、その目標に向けて今取り組もうとしているところでございます。

その計画の概要を若干申し上げますと、今後の対策といたしましては、マイナス8パーセントを達成するために4つの柱を掲げてございます。一つは省エネルギー対策の推進、それから2つ目が新エネルギー導入の推進、それから3つ目といたしまして吸收源対策としての森林の整備・保全、それから4つ目といたしまして環境教育学習の推進、ということで4つの柱を立てながら具体的な取組みをし、二酸化炭素を含む温室効果ガス全体のことを言っておるんですけども、その主たる割合を占めている二酸化炭素排出量の削減に向けて、具体的な取組みをしていくということで今進めておるところでございます。

鈴木会長：

ちょっと待ってくださいね。まだ、答えが終わっていません。どうぞ。

商工労働部政策監

19ページの「特許等出願件数」の中の特許の関係でのお質しでございました。この平成16年の特許の出願件数のその内訳、大学とか企業とかですね、そういう内訳が分かるかというお質しかと思いますが、ちょっとこれ、特許庁の数値をそのまま使っておりまして、内訳につきましては今ちょっと調べておりますが、分かりましたら後ほど報告いたします。

それからV字回復は可能なのかということでございますが、数年前まではかなり高い数値がございました。こここのところ低迷してきてましたのは、やはり景気が低迷してたということとも連動しているのかなというふうにも思います。ここで景気が回復基調に向かっておりますので、研究部門にも企業の投資が向けられるというふうに考えておりますし、それから県の方といたしましても産学官連携に重点を置いて事業を進めております。大学さんの方も積極的に取り組んでいただいている状況でございますので、何とかそういう方向でこういう数字に向けて努力をしていきたいと考えております。

鈴木会長：

他の部局の方で、山川委員のご意見等にコメントいただくところございますか。よろしいですか。それじゃ畠腹委員どうぞ。

畠腹委員：

資料3-3の(2ページの)1番ですか、男女共同参画社会の形成、「市町村の男女共同参画基本計画策定率」、18年度、黒23.0から点々々の棒グラフが38と、このことを見て、そしてその次に下の黒丸の状況を読んだときに、合併と絡まって白紙に戻す市町村や、終わってから策定に取り組むという市町村があつて横ばいとなっているというふうに書かれておりますが、私、県婦連の方から代表で出ておりますけれども、各市町村の婦人会の役員さん達の話を聞くと、例えば、5つの市町村が合併したときに、市には基本計画があつて、残りの4つの町や村はないと、しかし合併したことによって、その市の計

画で計画できたと、やってしまうという例がちらちらあるやに聞いておったので。ましてや、男女共同参画基本計画、国は第2次基本計画ができたばかりで、その中には新たな取組みを必要とする分野というところに、災害復興とか、地域おこし・まちづくりなんていうところにも女性がということが書かれていることを鑑みて、まさに老婆心で、この38の点線のグラフには、そういうものが入らないで欲しいなというのが願望というか、願いでございます。ですから、お答えとかそういうことは特にいらないんでございますが、やっていないとは思いますが、そういうことでちょっとお話をさせていただきました。

鈴木会長：

これについて、何か実態のご説明をいただければいいと思いますが。

生活環境部政策監：

生活環境部でございます。目標値よりも若干進捗具合が良くないというふうになっておりまして、その理由は何だろうなということで、市町村にそれぞれお尋ねをしたところ、その理由の一つとして、合併の問題等々があって、ちょっと進んでないんだというようなお答えがあったもんですから、こういう表現をさせていただいたということでございます。今ほど委員の方から力強いお言葉も、応援のご発言だろうと思いますので、我々といたしましても、市町村に対して策定に向けての啓発、並びに今年度から新たに助言者といいますか、アドバイザーを派遣するというふうな仕組みを作りましたので、そういう新しい取組みの下に策定率の向上に向けて取り組んでいきたいと思っております。

鈴木会長：

はい、ありがとうございました。國分委員どうぞ。

國分委員：

資料3-3の15の「二酸化炭素排出量」。

鈴木会長：

15ページですか。

國分委員：

15ページです。こちら平成15、16、17年度の数値が出ていないんですけれども、これ教えていただきたいなと思いまして、もし今データが無いんでしたら、いつ頃までに出てくるのか。ちょっと教えていただきたいなということ。

あと、同じく「県内企業に就職した高卒者の離職率」、同じ資料の25ページも、ここ3年のデータが出てきてないので、そちらのデータの方、ちょっと他のところずっと出でるので、できればここに教えてもらいたいなというのが一つあります。以上です。

鈴木会長

二酸化炭素の方からお願ひします。

生活環境部政策監：

「二酸化炭素排出量」の指標のデータの問題ですけれども、実は計算方式を新しい形といいますか、各県バラバラの計算式を今まで使っていたわけですけれども、統一的にやろうということで今進めておりまして、そのこともあって直近の15年度、16年度の数値がまだ出せていないという状況でございます。いつまでにそのデータを出せるのかというお話をございますけれども、限りなく早めに入れたいなと思っておるんですけども、データが出次第、皆さん方にご提供したいと思っています。

鈴木会長

はい。高卒者の関係の方お願ひします。

商工労働部政策監：

商工労働部でございます。25ページの「県内企業に就職した高卒者の離職率」の15, 16, 17の数値でございますが、これは就職をしてから3年後の離職率を出しております。従いまして、ここに平成15, 16, 17年しか出ておりませんが、平成15年に就職した方の数値はまだ出てこないということでございまして、平成14年となっておりますのは、平成14年に高校を卒業して就職した方の3年後の平成17年の数値だということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

鈴木会長：

これは、当然空白になるということですね。今のところは。他に、はい、新妻さん。どうぞ。

新妻委員：

資料3-3の10ページ「原子力発電所からの通報件数」に関してですけれども、これ指標を定めるときにも情報公開という意味で件数を指標にされたという説明を伺ったんですが、原子力防災に関するような数値は挙げられませんでしょうかとお願いをしたんですが、情報公開の数値で今回は指標となったようなんんですけど、一昨日ですか、ニュースで東電の第1原発の3号機ですけど、保守のミスですね、バルブの閉め忘れて基準値の25万倍の放射能が外部に出てしまったという報道があったんですね。それも分からぬで2週間も続けて出てしまったというんですよ。25万倍の基準値のものが出て、その後のコメントがですね、「環境に対する影響はありません」というようなコメントな訳ですよ。そんなこと言われたって地元に住んでいる者としては、にわかに信じられないわけですよね。外部に2週間にわたって25万倍のものが出ていうんですね。

例えば、こういう通報件数が増えたとしても、私たちの原子力防災とか、県民の安全を守るということに関しては何の役にも立たないわけで、本当に何と言いますか、(資料3-4の)相双地方の原子力関連のことも見ましても、立ち入り調査をなさったり、テレメーターシステムで常時監視をなさっているというようなことは出ているんですが、本当に大丈夫なんだろうかというのがあるんですね。もっとこう私たちの意見が言える場所がないんですよね。原発に関しては。

今日は指標の進捗状況を言っているので、こんなこと私が言ってもしょうがないんですけれども、ちょっと一昨日のニュースがあまりにも衝撃的だったもんですから。しかも、それ1回だけ流れただけで、県内のニュースにほとんど流れていないんですね。ですので、そんな不安があったので、通報件数というだけで、県民の安全が守れるのだろうか、というような質問をちょっとさせてください。

鈴木会長：

はい、どうぞ。

生活環境部政策監：

委員の今のご発言でございますけれども、この指標だけで県民の安全を守る取組みを表す指標かというお質しかと思います。

これにつきましては、この欄外にもありますように、この指標はモニタリング指標という位置づけにしています。委員からもお話しがありましたように、原子力の安全・安心の確保に向けては、情報の提供といいますか、住民に対する積極的な提供という取組みがま

ず出発点として大事だらうと考え、そんな観点からこの指標を盛り込んだわけでございます。

当然、今お話しがありましたように、立ち入り調査とか、あるいは、またテレメーターによる常時監視とか、そういう仕組みを整えながら、日常的な安全の確保に向けて、我々としても取り組んでいきたいというふうに考えております。

鈴木会長：

どうぞ。

新妻委員：

福島県は、他の原発立地県に比べて非常に努力をされていて、エネルギー政策検討会も何十回もやっておりまし、東京で外国からも学者さんを呼んだりして、シンポジウムをなさったりして、非常に進歩的なことをなさっておりまして、その努力は十分認めるものなんですけれども、私は浜通りで地元にいる者として、何かあつたら本当にどうするんだろうと、東海村の臨界の時なんかは、全く住民に知らされなくて、ただ家にいなさいというような報道だったわけですよね。ですので、もっとこう県民に分かりやすいような形でこの防災の問題に取り組んでいただけたらなと思ってます。

鈴木会長：

今のご発言を聞いてて思ったんですけれども、例えばそういうリスクがあった時の報道の仕方ですか、対処の仕方っていうのは、地域住民の方々に示されていないんですか。そういうご発言のように聞こえたのですけれども。

生活環境部政策監：

今指標に表れている件数でございますけれども、これについては、住民の方々への伝達の手法としては、マスコミ関係を活用させていただいてですね、そこで報道を見ていただくと。併せて、県、それから市町村行政機関、関係機関等に対する情報の提供も同時になされているというふうな仕組みになっております。

従いまして、皆様への情報の伝達の手法として、どういうものがあるかというようなことがあるかと思いますけれども、テレビ、あるいは新聞等のですね、テレビでありますと速報性がありますし、マスコミを通じて情報の提供がなされているという状況であります。

鈴木会長：

新妻さんのご発言はある程度、全面的かどうかは別として、ある程度双方的な情報交換がないと不安を緩和したり、払拭することは難しいのではありませんかと、こういう意味ですね。だから、情報を流すということも重要だろうけど、その時に現実にその地域におられる方々がこういう不安を抱えていますということを一方でも言えて、双方向でその情報交換ができるということも必要なんだろうと、そういう仕組みが示せるような指標になればいいのかもしれません。

新妻委員：

本当にこうやって審議会とかがあるところはいいんですけど、原発に関してはそういう委員会のようなものとか、県民が意見を述べるというのがないわけですよね。これは国の政策なんだから黙ってなさいというような感じの、国の姿勢はいつも感じるわけですね。ですので、本当にこれで県民の安全を守れるのかと、原発が10基止まったときにですね、県民の意見を聞く会というのを県は2回ほどやってくださいましたけど、その後は何もないわけですよね。エネルギー政策検討会の資料とか送ってくださってますけれども。です

ので、やっぱり委員会の設置というのは、私必要じゃないかなというのはいつも思っているところです。

鈴木会長：

よろしいですかね。他に何かございますか。はい。ご発言なさりたい方は、あと何名ぐらいいらっしゃいますか。はい、3名ぐらい、はいどうぞ。

星委員：

今、重い、いろんなご意見が出た後で、ほんとに単純な質問なんですけれども、資料3-2の4ページ、「下水道普及率」なんですが、先だってのニュースで国見町で下水道まつりを行った際に、福島県の下水道の普及率が42.6パーセントだっていう発表があつたわけですが、この表でみると64.8となっているのですけれども、この算定の仕方、たぶん実際にやってのと作ったとの差かもしれません、ちょっと分からぬので教えていただきたいと思います。

鈴木会長：

ご意見をまず承ってしまいますね。永田さん、何かありましたかね。後ほど該当するところをお答えいただけるかと思います。

永田委員：

資料3-1の最後のページの8ページの県民の所得が一人当たりが上がっていくことは、それが景気が回復となりますと、この報告にすごく疑問を持っていますけれども、なぜ疑問を持っているのかと言いますと、資料3-3に、7ページのこれだけ犯罪が増えていることと、8ページの自殺が減っていないことと、どういうふうに関わるのか。3-1の8ページには、ここにいる私たちが、たぶん手を叩きたいくらい喜ばしいことなんですけれども、これは何を基準にしてこの評価が出ているのか。生活者のレベルが格差もありますので、一方ではこんなに上がってますと、都合のいいことを報告されますけれども、自殺とか犯罪が増えているというのはなぜかっていうのが、実際は仕事が無くて生活費が苦しくて、経済的な原因が自殺を生んでいることもありますけれども、犯罪もそうなんですけれども、これは大人だけではなくて、子どもも含めて、様々な家庭でいろいろな問題を抱えているんですよね。私自身も毎日あちらこちらでいろんな講演を聴いてきて、いろんな人たちと一緒に過ごしているんですけども、こういう委員の集まりになると、きれい事ばかり言っているとしか私は思いません。

実際、私がいろんなところに関わって生の声を聞くと、お年寄りは健康にならなくなっているっていうか、生活のリズムが変わってきたので、それこそ今まで元気よくお互いにいろんな所に遊びに行ったりとか、そういう話をしているのに、今度は、パソコンを習わせて、一人暮らしはどこにも行かなくてもいい、ただパソコンを打っていればいいとかそういうふうに繋がる、不健康になってくるとか、認知症が早くなる。口を動かさないと、それこそ脳はコンピューターに向かっていっても、脳はそんなには働くわけでもないので。だから私の疑問は、これは何を基準にしてこういうのを、それとほとんど都合のいいところは、平成22年までみんな上向きになっています。あとは都合の悪いところは、例えば自殺とか犯罪とか、そういうのはみんな増えているんですよね。どのようにしてこういう予想ができたのかを教えていただきたいなと思います。

鈴木会長：

難しいご質問で。準備をされる方はご準備くださいね。できなければ、責任者に言って

もらいましょうか。

宇津木委員どうぞ。これで打ち切ってよろしいですか。次の議題もありますので。

3人のご質問をそれぞれ担当の方から一言ずつお願いをして、この議題を終えたいと思います。

宇津木委員：

質問というより意見なんすけれども、資料3-3の31ページのところに「育児休業取得率」というところがあるんですね。

私も、実は去年子どもを生みまして、実際子育てをしてみて実際分かったこともあるんですけれども、近所のお母さんとか、おばあちゃんとかに子どもを連れているといろいろ話しかけられてくるので、福島の少子化について個人的にリサーチをしていたんですが、やっぱり育児、関連して全国順位の保育所数というのが少ないというのもあるんですけれども、子どもを生むのに、育てるよりも生んだ時に、会社を休んだりするのが困難だという理由で、子どもを少なく生んだり、一人っ子が多いんですね。

私は同居しているんですけども、同居もしくは近所に親御さんとかがいて、すぐに預けられるとかいう人は圧倒的に子どもの数が多いんです。全国的にそうなんだと思うんですけども。

それで、実際見ると男性の育児休業取得率がゼロということは、結局誰も取ってないということだと思うんですけども、女性は少し上がっていますが、育児休業を取ってもそのあと保育所に入れて、奥さんも男の人も働くというのが多いと思うのが現状だと思うんですけど、私はそれだけじゃなくて、子どもを連れて歩いていると、近所の人がすごい話しかけてくれるんですね。特に家なんかは、お年寄りの方が仕事柄出入りしているのが多うち

いので、まるで自分の孫のように一緒に子どもをかわいがってくれて、本当におじいちゃんとかが、「子どもは日本の宝だよ。大切に育てなよ」って必ず言って行くんですね。

特に自分の時は、自分が忙しくて子守をしなかったんですが、うちの実家の父は、私が生まれた時はミルクさえあげたことがなかったのに、今、子どもを取つかえしてミルクあげたりとか本当にやっている、やっぱり高度成長期を生きてきた今の男性の方とか女性の方で、自分の子育てに当時不満があった人はやっぱり孫を見たいって言う人が結構多いと思うんですよ。ただ、そのおばあちゃんの現状を言うと、「うちの嫁さんは私の意見より育児書を参考にする」っていう愚痴をおばあちゃんから聞かされたりするのが本当に現状だと思うんですね。

それで、やっぱり子どもは自分だけじゃなくて地域で育てるというのが大切だと思うので、保育所の数を上げるとかいうことだけではなく、高齢者の方と子どもたちがうまく連携できるような施策を今後とっていくて、さっき「健康で元気な高齢者が本当に90まで増えるのか」という意見がありましたら、こういうことが刺激になって健康で元気な人が増えていくと思うんですよね。

だから、お年寄りとお母さん世代と子どもの世代が一緒に活動できるような保育所があるといいなとか、そういう施策や、お母さん方が育児休業を取りやすくするような税制優遇など、生み育てる、ほんとに小さい部分のところを、いろいろと施策として今後やっていっていただけたらと思います。

鈴木会長：

ちっとも小さくない課題です。小さい部分ではなくて、大きな課題ですから。

公共下水道の普及率の取り方はいかがだったでしょうか。担当部局でお答えいただけますか。

土木部企画技術総括参事：

「下水道等普及率」でございますが、これにつきましては、下水道の他に農業の集落地域で行う排水、合併浄化槽、それからコミュニティプラントがございまして、それらの全体が64.8パーセントでございます。「等」という一つで片づけてしまいまして、大変申し訳ありません。

鈴木会長：

そういう秘密があったようですがよろしいですか。生活の豊かさをどういう指標でやるのか、一つ一つがそれぞれ生活の豊かさを反映するものになるのか、というのについてはどなたが、あの、責任者に答えてもらいましょうか。

企画調整部長：

ご質問、非常に大切なお話しかと思います。例えば県民所得とか、GDPとかよく日本人の満足度のために使われる指標なんですが、やはり、一面的、ほんの一部分でしかないと思います。

一方で先ほどご指摘がありました交通事故の関係、あるいは、自殺の関係、あるいは老人の関係、そういうものを全体として、人間っていろんな多面的な部分を持ってますんで、そういうところの一つ一つを切り出した瞬間、やっぱりその数字は分かりやすいけど死んだものになるなというのは実感としてございます。

ただ一方で、実は今日皆さんご覧になっている資料ですね、去年まで無かったものがすごく多いんです。今年から初めて入った資料が多いです。ご覧になって分かるかと思いますが、分かりやすいですよね。上に行ったのか、下がったのか、あるいは横ばいなのかが一目で分かるようになります。特に参考資料と先ほど申しましたが、資料の3-5なんかも全国の中での相対順位というのが一覧で分かるようになります。

やはり、こういったものを切り口にして、県政のあり方をしっかりと皆様に検証していくただくのが非常に大事なことかなと私どもは考えております。

あと、実は今日、先ほどから一生懸命返事をしてくれています政策監、各部の政策監という幹部の方が来ていますが、彼らは去年に比べて非常に緊張感が高まっていると思います。これまでと違って目標と差があるといじめられるというのが、彼らはよく分かってます。

実は、今年はまだいいのですが、来年度からは、各年度の目標値との比較になりますので、来年度、再来年度、しかも22年に近づけば近づくほど自分のところの仕事がうまくいってないか一発で分かるような仕組みになっておりますんで、これから県職員ももっと皆様の期待に添うように嫌でも頑張らなきゃいけない、こういう構造になっています。

あと、永田委員の数字の設定の仕方なんですが、日本で「あすなろ」という言葉があるんですけど、やはり、我々は今日の今よりも明日の今の方が良くなるというのを目標にして生きていきたいというのは、おそらく県民の皆さんあまり疑いがないんだと思います。

やはり今よりも萎縮した数字を出すよりは、やはり少しでも上の方に気持ちよく輝いて

暮らしていくというのが、やはり県民一人ひとりの素直な気持ちだと思います。ただ、その目標があまり高いところにあるとなかなか手が届かないという気もしますし、ただ、一方で低い目標だと簡単にできちゃうんであつという間に終わってしまう。そのバランスをですね、県としてはよくチェックをしながら、これからも審議会の場でご議論いただけたいと思います。よろしくお願ひいたします。

鈴木会長：

はい、あの、手短にお願いしてよろしいですか。次の議題があります。

永田委員：

大体分かりますけれども、ただこの目標について、私の心配は、あまり目標を上にすると、何も心配しない県民にとっては、(数字を)正直に出していれば、手を差し伸べて直すところは直そうという気持ちになって、お互いに力を合わせて協力し合うことができるのに、その気持ちを安心させているんですよね。

こういう数字を出しますと生活のレベルがそれだけ違うわけだから、安心している人々は何もしようともしない。福島県の景気は上がってます、安心ですって。だから、そういうふうに助け合う気持ちを減らすどころか、それを打ち消しているような。片方で私たち一生懸命こういうふうに助けていたり、助けようとしている人がいるのに、本当に苦しい、どん底に落ちている人がいるのに、この数字では、生活のレベルの高い人たちが、本当に助けなきやいけない人たちが安心して何もしないということが心配なんです。

見直したほうがいいと、数字を正直にして県民に知ってもらうというのが、そしてお互いに助け合うのが大切ではないかなというのが私個人の意見です。

鈴木会長：

分かりました。主張はすごく分かりやすいなと思います。

ヨーロッパの各国では、こういう生活の質を、クオリティオブライフをどういうインデックスで示すかというのは、各国競い合って検討している。それは各国のやつを見ればいろいろ出てきますので、それはそれであるんですけどね。

今の永田さんの言われたことはもう一つ何かって言うと、「エンパワーメント」というのが基本的なキーワードになっているわけですね。一人ひとりの人達、生活水準の低い人達も高い人も含めて、その人達が次の方向へそれぞれ向かっていくためにどういう動機付けをするか、一人ひとりがどういうふうに元気になるかというのがないと、指標だけで、目標だけでは動かない。その仕掛けが必要なんだというのは、たぶん福島県でも、これだけでやろうと言っているわけではなくて、いろんな場面作りをしようとしているというのはありそうな気はするので、今のご指摘は肝に銘じて、どうしたら一人ひとりが動機付けを与えられて、一人ひとりの努力の仕方、地域の努力の仕方があるかというのを考えていかないといけないというのは、ご指摘のように思いましたので、県のそれぞれの部局の方々にもお伝えしていきたいなというふうに思います。どうもありがとうございました。それではちょっと時間もだいぶ経過しましたので、2番目の議論に移らせていただきます。

議題2ですが、「地域で進める総合的な土地利用計画事業」について、これを担当部局の方からご説明いただきます。よろしくお願ひします。

土地調整参事：

スクリーンを使わせていただきますので、ちょっと場所を変えて説明いたします。

土地調整グループ参事の石田でございます。説明に入る前に再度ちょっと資料の確認をさせていただきます。先にお送りしました資料4-1につきまして、会議等の開催日に一部誤りがございましたので、本日、訂正後の資料ということでお手元にお配りさせていただきました。大変申し訳ございませんでした。それから、今週の初め、11日でございましたが、策定されました「三春町中妻まちづくり地区土地利用計画」及び「提言書の写し」を資料4-2、4-3として、本日お配りしております。資料の方はよろしいでしょうか。

それでは、地域で進める総合的な土地利用計画事業についてご説明いたします。

まず、事業の目的でございますけれども、これについては、昨年の8月29日に開催されました総合計画審議会でご説明させていただいておりますが、改めて説明させていただきます。事業の目的といいますか、背景等につきましては、お手元の資料の4-1の1ページ、それから前のスクリーンに映しておりますとおり、都市計画法、それから農業振興地域の整備に関する法律、それに森林法、自然公園法、自然環境保全法の規制が比較的緩い「いわゆる白地地域」では、土地所有者の意向のみによって売買が行われ、一定の技術的要件を満たせば開発が認められる状況にございます。このため、例を申し上げますと、水源地近くに望ましくない施設が建設されたり、さらには観光地に景観を損ねる建築物が建築されたり、開発をめぐる地域住民とのトラブルが起きるケースが全国的に発生するなど、土地利用に関する様々な問題が生じておるのが現状でございます。これらを解決するために、あくまでも一つの手法でございますが、「地域住民が主体となりまして、土地利用計画を策定し、これによって、地域住民の意向に沿わない開発に歯止めをかける。」という手法を調査・研究することとしたものでございます。

調査・研究にあたっては、モデル市町村として三春町を選定いたしまして、地域住民による実際の計画策定の過程を通じ、その都度、評価、それから検証しながら、調査・研究の成果を取りまとめることとしたところでございます。

なお、これまで当審議会によりまして、「県土地利用基本計画は、各個別規制法の上位計画として位置づけられているにもかかわらず、開発行為完了後に県土地利用基本計画図を変更せざるを得ない」と、「個別規制法の追認に過ぎず、我々は一体何を審議すれば良いのか」、「国土利用計画法の趣旨から乖離し、形骸化しているのではないか」と、こういったご意見があつたことも発端となっております。これらのご意見に対し、当該事業の調査・研究の成果をもって、一部解決できるのではないかと考え、当審議会に諮問のうえ、検討部会を設置していただき、スタートしたところでございます。

本日は、これまで検討部会で検討してきた内容と実証試験を通じて得られた成果について、ご報告いたします。

最初に計画策定の実証を行った三春町中妻地区での策定に至る作業内容についてご説明申し上げます。中妻の位置は、資料4-1の1ページ、それから前のスクリーンに映しておりますとおり、三春町の南の方に位置してございます。それで、この境界でございますけれども、郡山市に接しております。地区の概要につきましては、資料4-2の11ページの方に記載されてございますけれども、地区全体の面積は約1,000ha、それから都市計画区域は未線引きでございます。35パーセントぐらいが農振地域、あとは「いわゆる白地地域」が5パーセントを占めているという状況にございます。それで当該地区の人口でございますが、1,394人、世帯数が315世帯、人口は減少傾向にございます。

すけれども、世帯数は、分家住宅等の建設、あるいは新規住宅等の建築等によりまして、平成15年から増加している地区でございます。中妻地区につきましては、正面の図にございますように、4つの行政区がございます。4つの行政区でまず上の部分に鷹巣という地区がございますけれども、郡山市からの移住といいますか、鷹巣の方に移ってきて住んでいる方がかなり最近多くなっており、郡山の方に通勤をされている人口が多いという地区でございます。それが鷹巣というところになります。それから、沼沢地区につきましては、これでございますけれども、ここではまず、37世帯ございますが、全てが兼業農家ということでございます。ここには、三春町で滝桜という有名な桜の木がございますけれども、この地区には弘法桜という桜がありまして、これはエゾヒガンザクラで樹齢は不詳でございますけれども、知る方は知っているというところでございます。それから斎藤地区でございますけれども、ここに関しましては、大滝根川流域の景観の非常にいいところでございます。それとハーブ園がございます。観光施設等にも恵まれている場所でございます。それから、ここは西方地区でございます。こちらの方に三春ダムがございまして、ここも景観が非常によい、さくら湖周辺でもございますので、恵まれたところでございます。ただ、ダムの下の方ですけれども、集落がございます。ここは水道が通っておりませんので、ちょっと水の条件が悪くて井戸水で生活しているというところでございます。この4つの行政区で構成されております。

それで住民の方には、無秩序な土取りが行われていた15年前ならまだしも、なぜ今更という意識が最初ございました。これらの意識を変えながら、計画策定を進めていくために、昨年は11月に住民説明会を開催しております。それで、住民説明会を開催すると同時にアンケート調査も行っております。アンケート調査につきましては、住民の意向、それから地域の実情、将来像を把握するために全戸数に対しましてアンケート調査をいたしました。それで80パーセントの回答率を得ています。調査結果からは、この地区の自然を今後も保全していきたいと、それから、安全・安心について守っていきたいというような意向がございました。

次に、本年3月と5月に、スクリーンにございますとおり、鷹巣、沼沢、斎藤、西方の行政区毎に、ワークショップを開催いたしまして、図面を用いて現状と違う土地利用を希望する土地を図面に落とし、洗い出しを行ったところでございます。この住民が策定した計画図について、後ほど、改めてご説明をさせていただきますが、検討部会において、客観的・具体的な土地利用の評価を行い、7月には町外の土地所有者にも参加していただき、住民合意が図られたというところでございます。それで「土地利用計画図」が策定されております。

この計画図の実効性を担保するために、7月から8月にかけて、住民ワークショップを行いました。それで住民等が自ら実行し、守るべき事項を「地域づくり方針」として、取りまとめたところでございます。その成果が本日お配りいたしました、「三春町中妻まちづくり地区土地利用計画書」でございます。

なお、中妻地区における策定経過につきましては、今後、その作業手順をマニュアル化しまして、その他に6つの行政区がございます。黄色く塗りつぶした以外の6つの行政区がございますが、岩江、中郷、三春、要田、御木沢、沢石の6つのまちづくり協会において活用し、来年8月を目途に、本日、お配りした計画書と同様のものが、策定される予定ということになってございます。

それでは、住民主体による計画策定と検討部会の関わりを含めて、これまでの検討内容についてご報告いたします。まず、4月20日開催の第2回検討部会ですが、「地区土地利用計画書の構成」や、「ゾーニングの方法」などについて検討いたしました。また、「地域で進める総合的な土地利用計画地区土地利用計画策定方針」の修正を行ったところです。お手元の資料4-1の9ページ、それから資料4-1-1でございますが、「地域で進める総合的な土地利用計画地区土地利用計画策定方針の修正について」をご覧いただきたいと思います。

これにつきましては、2月に開催された先の審議会において、ご報告させていただいたところでございますけれども、審議の後、開催されました住民ワークショップにおいて、住民から「いわゆる白地のみの検討では、土地利用計画としては十分とは言えず、地区全体を対象に検討すべきではないか」という意見が多数出されたところでございます。また、モデル市町村である三春町からも、「地区全体を対象に考えて欲しい」という申し出が改めてございまして、検討部会において、それらを加味し検討していただいたところ、「トータルで考えることが必要である」という結論をいただいたところであります。それを受け、今回資料の「1 地区土地利用計画の役割」に下線引きしてありますとおり、「いわゆる白地地域における」と表現していたものを、「いわゆる白地地域を含めた地域全体の良好な土地利用を図るための誘導・調整を行う役割を有する」ということで、この赤く書いてある部分に改めさせていただいたところであります。

次に、6月7日に開催の第3回検討部会では、住民意向のみで策定されました土地利用計画図を評価するための「土地利用に関する検討課題」、「土地利用区分図面の評価手順」について検討いたしました。

特に住民意向のみで策定されました「土地利用計画図」の評価に当たりましては、ここに書いてありますように「安全・安心の確保」、それから「農地・森林の保全」、「ゆとりある住環境の確保」、「地域コミュニティの維持・再生」、「環境・景観の保全」これら5つの観点のバランス調整が必要ではないか、ということで、評価するということが検討されました。

また、町や県との各種計画等との整合性を図るために、町・県、さらには、国、関係機関・団体等との事前チェックもなされるべきであるという検討結果となりました。そのまとめがお手元の資料4-1-3、13ページでございます。その検討の実証結果について、鷹巣行政区を例にとってご説明したいと思います。

最初に、住民意向で他用途利用したい、開発を入れたいという土地が、①から7つほど図面に落とされたところでございます。既に宅地化されております土地が、⑤と⑦、ここが既に宅地化されておりましたので、これを除いて評価しましたところ、「安全・安心の確保」の観点では、十分な道路幅員が確保されていない等の理由で、不可であるとされました土地が、この③の所でございます。それから、「農地の保全」の観点では、一部農振農用地はあるものの、その面積は全体の3パーセントであり、かつ、遊休化していることから全ての地区で可として評価しております。一部農振の用地が含まれるというのは、この①の部分に入っているというところでございます。それから「森林の保全」の観点では、水源涵養機能を持つ森林のエリア内にあります、この③は不可であると、それから「環境・景観の保全」の観点からは、下水道の整備が不十分であること、さらには、切り土・盛り土等大規模な形質変更が必要であると想定されます③、④、⑥、これらにつきまして

は、景観の保全の観点で不可であるとされました。それから「ゆとりある住環境」の観点では、これまでの人口・世帯数の推移、住宅着工数、鷹巣の場合ですと、5年間で17戸ほど着工されているようでございますが、これから推察しまして、10年間で今後着工が見込まれる戸数につきましては、100坪でシミュレーションした場合は、倍の34戸ではないかということで推計いたしまして、この①、②のどちらかをセレクトすべきであると、その面積からいいまして、今のところこの①の部分を確保すれば十分ではないかということで評価してございます。

只今、例として鷹巣行政区について、ご説明申し上げましたが、最終的に役場の方で資料の方にもございますけれども、評価表をもって評価した結果、最終的には、この①というところ1箇所ですね、ここに開発を誘導するという結果になったところでございます。

その他沼沢、斎藤、西方、とも同様の評価の仕方により評価してございます。これら、検討部会において、検討されました5つの観点により、できる限り客観的・具体的なデータを用いて、住民意向のみで策定されました「土地利用計画図」を評価し、これに基づき住民に説明したところ、合意が得られたところでございます。このことから、5つの観点で計画図を評価し、住民の理解を得るということは、有効であるとの実証結果が得られたところでございます。

また、町・県、さらには、国、関係機関との事前チェックを行うことで、各種計画図との十分な整合性が図られた計画図に仕上がっていると考えます。なお、中妻まちづくりにおける計画においては、手順でご説明いたしますが、三春ダム管理事務所、関係機関との調整ですね、三春ダム管理事務所、あと東北電力の敷地がございますので、東北電力の方と協議をしてございます。この流れにつきまして、改めてご説明申し上げますが、策定までの流れでございますけれども、住民がワークショップで引いた図面、ゾーン分けした図面、これを三春町の方に出しまして、三春町では先ほどご説明いたしました評価の、5つの観点がございましたけれども、評価でもって、観点を加味し、さらには、町の長期総合計画であるとか、あるいは都市マスプラン、こういったものとの整合性を取りながら図面を引き直すと。ですから、先ほどの鷹巣の場合ですと、7つの開発誘導地域ということで住民間では考えて描いてきたわけでございますけれども、役場の方で、地質・形状いろいろ検討しまして、最終的には①という所に1箇所にして図面として引き直したという形になってます。

そういうふうにゾーニングした結果につきましては、私どもの土地調整グループの方に一度上げていただいて、今度は県の各種計画との整合性を図るという意味から土地利用調整会議ですか、これ府内に19の関係グループがございまして、教育庁とか警察等も含まれてございますが、そういうところの観点からいろいろな計画書と整合しているかどうかということで協議をしてもらい、支障がないという回答であればそれを持って地区の土地利用計画図ということで、固めてもらうという仕組みを、策定の流れを作ったところでございます。

それで、この図面では、府内におきます土地利用調整会議までとなっておりますが、今後は、「土地利用の変更にあたって、既に開発後に毎年追認ではないか」という審議会からのご意見もありますことから、事前にチェックの部分で審議会のご意見を伺う方法、この部分と同時、あるいは平行してということでとれるかどうかを含めまして、その解決策について、検討部会で検討を進めていきたいというふうに考えております。

次に、6月7日に開催の第3回検討部会でございますが、「計画書の策定と住民ワークショップから抽出された課題の整理」を行っていただきました。住民ワークショップでは、計画図の評価同様、5つ観点でそれぞれ住民から意見を出してもらい、「地域でできること」、それから「その他のもの」との二つに区分し、整理しております。その成果がお手元の資料4-2「中妻まちづくり地区土地利用計画」の3ページから6ページにまとめられておるところでございます。計画書策定においても、検討部会で検討されました5つの観点でまとめることができるということが、実証されたところでございます。

また、今後の検討課題につきましては、お手元の資料4-3のとおり、中妻まちづくり協会から計画の実効性を確保するための県に対する提言があること、さらには、「中妻まちづくり地区土地利用計画」が既に策定されたことを踏まえまして、今後検討部会においては、計画の実効性を担保するための規制のあり方、農地の有効活用の方法、これらにつきまして、課題として整理させていただいて、検討していくこととされたところでございます。

それから、最後になりますが、ご承知のとおり、現在、県では商業まちづくり条例を制定しまして、間もなく施行しようとしております。

昨年8月の審議会におきまして、条例との関連について、委員から質されたところでございますが、次回、審議会において、「地域で進める総合的な土地利用計画事業」との関連、更には県国土利用計画等との関連について、整理をさせていただき、改めて、御報告させていただきたいと考えております。

以上で、「地域で進める総合的な土地利用計画事業」の中間報告とさせていただきます。

鈴木会長：

詳しい経過説明をしていただきましたので、お分かりの方はお分かりかも知れないけれどもなかなか難しいかもしれません。

ご承知のように、県の総合計画審議会なんですが、もう一つの審議会、国土利用計画地方審議会というのが総合計画審議会と合体をしているので、この審議会は、国土利用計画についても審議をする、審議をするたびに、国土利用計画に基づく案件がここで出される。その時には、一定の、例えば個別法、森林法なら森林法、こういう法律に基づいて開発行為が肅々と行われていて、その結果について、ここにはこういう開発行為がありましたよ、土地利用が変換になりましたよとここに案件が出されて、ああそうですか、ようござんしたかどうかは別にしてもこういう経過が確認されるという、こういう手続きでした。

審議会の中で、私たち審議会というのは、総合計画審議会の中で、何を審議するのか、追認をするというだけで、この国土利用計画に基づく土地利用の改変、変化をどういうふうに議論するのかということが議論になって、土地利用計画に基づく土地利用はきっちり決まっていますけれども、それ以外の土地利用について、私たちなりに県としての意思を、土地利用についての意思をある程度作る必要があるのではないか。

それで、実はこの審議会の中のメンバーが、また諮問をされて検討部会というのを作つて、かなり長い期間検討したり、委員の方にはこの三春町の部落の行政区の懇談会、ワークショップにも何度も出ていただいて、その結果をこういうところまでようやくたどり着いたのですが、予想以上に激しい内容に、作業になっていて、最終的に言うとこういう都市計画区域以外の区域の土地利用がかなり融通無碍に改変をされてしまったり、開発行為が進められてしまうことについて、地域の側で一定のルールももうちょっと設けないこと

には、福島県の森林資源だとか農用地だとかそういうところが目に見えないところでどんどん変えられてしまう、これについて、外圧があったり、そういうときに、県の土地利用計画についての合意形成を図っていこうというのがこの土地利用計画なんですね。

それで三春町さんがこれを精力的にやっていただいて、特に中妻地区をやっていただきましたが、さてこれを全県的にできるかどうかとなると、大変なエネルギーを使うだろうし、とりあえずは、三春町の中妻地区でやったけれども、三春町さんは全町的にやってもよろしいということになっていて、この成果を踏まえて、三春町全体で広めていこうといふのはこれからの作業であります。さらに、61の市町村全体にやるのかどうかということになると、また大変なんですが、いずれにしてもこういう手続きで、都市計画区域以外のところで、土地の利用の変化について、地元が土地利用の方針を持つというのは大変重要だらうということで、こういう作業を始めたということであります。

当然、最後のところご報告ありましたけれども、この10月1日から施行になる商業まちづくり条例というのが、特定小売商業施設というのを61ある市町村のうち11の市と町、その中の商業地域と近隣商業地域という都市計画法上の土地利用区分のところに誘導することになって、それ以外のところに特定小売商業施設は規制をしていく、コントロールしていこうというようになった。そうするとそれ以外の農村地域だとか、農地、あるいは、森林地域は、どういう土地利用になっていくのかというのが、今後の大きな課題になっているということもあって、商業まちづくり条例との調整の仕方、整合性の取り方、今回はそこまで議論できていませんでしたので、これを次回のときにも、そういう新しくできた県の仕組みとの関係を整理していこうじゃないかというのが最後のご報告だったかと思います。

私が長々とやってしまうといふら時間があっても足りませんので、私はこの検討部会の部会長もさせられてしまいましてですね、大変勉強にはなったし、今後大変な課題だなと思いながらも重要な取組みですので、ちょっと一部分紹介させていただきました。だぶつているかもしれません、そんなわけで、ただ今のご報告について、メンバーの方々から、委員の方々から、この際何かご質問、ご意見あるようでしたら承りたいと思います。いかがでしょうか。

資料が大変たくさんあって、全部は紹介できていないので、これは追々見ていただくことにいたしますが、何かこの際ご質問、ご意見ございますか。どうぞ、中山委員。

中山委員：

この土地の所有者というのは、個人の所有も全部入るということですね。

鈴木会長：

個人が前提です。

中山委員：

ですから協議がすごく大変だということですね。分かりました。

鈴木会長：

はい。山川委員お願いします。

山川委員：

大変な作業だと思います。ワークショップというのは大変だと、ご苦労様です。

あの2つあります。一つは、この資料で言いますと資料の4-1のところで3ページに先進地視察というのがあります。これは前回紹介していただいたんですが、安曇野市で行

われているものと今回三春町で行っているものとの関係なんですけれども、どういう点で、新鮮味があるかと、三春の取組みがあるのかということを一つ教えていただきたい。それからもう一点は、この資料の4-1で言いますと5ページのところで、評価の観点というのが5つあります。ほかの細かいのを見ますと、4つまでは出ているんですが、「地域コミュニティの再生」というのがどういう経緯で出てきたのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

鈴木会長：

2点。はい。それでは担当部局の方で。

土地調整参事：

最初の先進地、旧穂高町であります安曇野市との土地利用計画との違いでございますが、私ども調査に行く前の段階では、これ唯一地区住民が考えた土地利用計画を作ったところだというお話を聞いて調査に入ったところでございますが、事情をお聞きしますと、やはり大学の先生であるとか、あるいは、地元の有識者であるとか、それから役場等が入ってですね、土地利用計画自体の案をまずそこで作って、地元の地区代表者の方に示して、それでもって住民が作った土地利用計画だという形がとられていたようでございます。

今回のものにつきましては、地元の方に本当に有効な土地の利用を考えてもらって、自由に一回出していただいて、それらにつきまして、町の計画であるとか県の計画、住民の方がどうしてもここに開発を入れたいと言って来られても、いろんな土地利用計画の実現ができないところもございますので、そういうところは、先ほど申しました5つの観点でもって評価をして、住民の方にここはこういう点で誘致場としては適当ではありませんよということを詳細に評価しました評価書で説得いたしまして、それで、土地利用計画図を作っていただいたと。ですから本当に下から積み上がった形での土地利用計画を策定しているという点で、先進地とはちょっと違う。

ただ先進地に行って私ども勉強になりましたのは、そういった地区住民の方の土地利用計画に対して、例えば開発業者が入りたいと言ってきた場合に、役場の方でその地区まちづくり協会さんの同意を得なければ開発許可は受け付けませんよといったような歯止めをかける仕組みをとっているということをちょっと勉強させていただきました。その点で大変参考になったんじゃないかなという気がしております。

それからもう一点、この図面の中で評価の観点で、「地域のコミュニティの維持・再生」というものが抜けてございますけれども、これは現集落との近接性、それから集落移転のコミュニティの維持のために大規模な土地利用の転換を抑制する必要があるんだということから、実はこれは文章表現でもって評価を別に出しているということでございます。ですから図面を引く、引いた図面を評価するのについては、この「地域コミュニティの維持・再生」という観点はちょっと除きますて、下の4つで評価をして、最終的に基本方針のなかで「地域コミュニティの維持・再生」についての部分に対する方針を抜き出して書かせてもらったということでございます。

山川委員：

私が聞きたかったのは、この5つのうちの地域コミュニティというのは、図面に落とせないというのがあるわけです。これはワークショップを通じてこういう5つのものが浮かび上がってきたということなのかどうかというのをお聞きしたかったのです。

つまり、もうあらかじめ設定されていたのかどうかということ。

土地調整参事：

これは、先生がおっしゃられたようにワークショップの中で意見として出されてきて、当然にアンケート調査等もやってございますので、これらについて地区住民としては考える、大切なということで挙がってきている。

山川委員：

そうするとワークショップの成果だというふうにみてよろしいということですね。

土地調整参事：

はい。

鈴木会長：

コミュニティの観点はですね、たぶんこれから他の地域でやる場合に、どういうエリアの広がりで、地域住民の方々が合意形成をしていくのか、どの範囲でやるのかというのが当然問題になってくるかと思うんですが、三春町の場合は、幸運なことに元々まちづくり協会という単位があって、中妻地区の場合には、まちづくり協会の中に4つの行政区になっていて、そういうある種コミュニティの単位で土地利用計画を手続きをする、あるいはワークショップをやっていけるというある意味での強固な塊があったというのが大きくて、これから他のところに転用しようとしていく場合に、この土地利用計画というのはどの範囲でやるんでしょうねという話のときに、このコミュニティという観点は絶対利いてくると思うんですね。際限なく広い中でやっても、合意形成がほとんど不可能なので、そういう中での地域の区割り方がコミュニティという観点だったということです。

他に何かございましょうか。はいどうぞ。

國分委員：

提言書というのを三春町さんからいただきましたよね。部長さんの方に。資料4-3の方で。

鈴木会長：

町ではなくて、地区です。地域です。

國分委員：

地区。

鈴木会長：

下に書いてあります。中妻まちづくり協会です。これ地域の方々の組織です。

國分委員：

そうですか。

鈴木会長：

町ではありません。

國分委員：

こちらと関連して今話しても構わないでしょうか。

鈴木会長：

いいですよ。

國分委員：

非常に提言書というところに地域に住む方々の要望というのが、非常に切実に盛り込まれているなと思って、こちらの方読ませていただきました。地域の方で、計画書というのは、マスターplanとかでいろいろな地域計画というのはいろんなところでいろいろとや

ってらっしゃると思うんです。今までどおり。

こちらの提言書の方を見せていただきますと、利用方法を具体的に、誰がどのように利用すればいいのか、そのつなぎ役というのをどうすればいいのか分からぬからその辺教えてもらいたいんだ、というような感じの印象に受けました。こちらの提言書というのを。

鈴木会長：

何を利用するんですか。何を誰がどのようにするのですか。この提言書の中で利用するとは土地利用計画のことですか。

國分委員：

計画に基づいて開発というのを計画しましたよね。計画したけどそれが計画通りにいくのか、計画通りにいくようにどこに利用する人がいるのか、土地の中だけなのかこれ話の中だけを見ると、外に向かってこの土地利用計画をしたことによって、外に向かってPRして、うちのところの町はすごくいい所だから、みんな来てみっせみたいな、そういうのではない。

鈴木会長：

ようは、僕が答えててしまうのはおかしいな。事務局の方で。すいません。

これによって新しい開発計画を呼び込もうというような計画ではないのです。土地利用の秩序をどういうふうに守っていこうかっていう前提の下敷きを作っているところなんです。どこでもいいから開発を認めるということではなくて、それをメリハリをつけて、ここだけは開発を地域の中で認める、地域を指定しましようと、他のところは開発を抑制しましようというルールを定めてるということです。積極的に呼び込もうというようなことよりは、基本的なところはどちらかというと自分たちの地域の中、今住んでいる所では分家がきにくくし、密集しているから、自分たちが家を建てるときにはどこにしようか、ここに建てようかということも含めて土地利用を定めている。

ちょっと僕が逸脱して答えてしました。

土地調整参事：

まず計画書に盛り込まれているのは地区住民の方が自分たちでできるもの、これにつきましては、計画書の方に盛り込んでございます。

それで、自分たちにはできないその他のもの、県の方にお願いしなくちゃなんないとか、町の方に考えてもらいたいというものをまとめて提言書という形で、県、あるいは三春町の方に出してございます。

1ページご覧になっていただきたいと思いますけれども、先ほど先生がご説明いたしましたように、無秩序な開発を防止していくということに主眼がございますけれども、新しくどういった開発が入るのかというものを事前に自分たちが分からぬのではどうしようもないのではないか、せっかく自分たちが計画を作っても分かんないんではどうしようもないのではないかと。ですから、計画が事前に地区の人達に分かるような、そういった仕組みづくりを検討してもらえないかということでございます。そういった開発が入ってくるということが事前に分かるように、役場等と連携をとりながら、そういった仕組みについて考えてもらえないかと。

それから2番にありますように、「農業や林業の担い手の高齢化、また不足が予想されるなか私たちが理想としている地域にしていくためには、中山間地域直接支払い制度の拡充や延長、または農地保有合理化法人の活用などによる効果的な施策の展開が必要であ

る」と。これは、施策として記載してございますけれども、こういったものを引き続き延長してもらえないかというような自分たちだけでは解決できないんで、そういう提言をされたところでございます。

それから、3番としましては、三春町の大滝根川をはじめ、中妻川について、地域の宝として将来も守っていくということで、定期的に清掃活動をやっていますけれども、どうも不法投棄等で川が汚れることが後がたたないということで、不法投棄防止看板とか、監視カメラの設置、こういったものを展開する必要があるので、こういったものについて考慮してもらえないかと。それから、国の管轄の河川でもございますので、清掃活動に関する協力ですね。自分たちもやるので、国の方でもなんかこういった清掃活動等について協力してもらうような、そういうことも県として国にお話していただけないかというような、自分たちでできない部分について提言としてまとめて、県、三春町に出してきたところでございます。

鈴木会長：

よろしいでしょうか。他に何かご意見はありますか。

本当に時間が経過してしまって、あくまでも申し上げましたけれども、土地利用計画事業については、中間段階の、いつまでやるのか大変だなと思いますけれども、次回までには先ほど申し上げましたように、商業まちづくり条例との整合性だとか、関連性だとか、他の都市計画制度との関連性だとか、そういうことについて、もうちょっと整理をしたものを作成できるんだろうとそういうふうに思っているんですけどもいずれにしても大変な作業を始めましたので、審議会のメンバーの方々にもぜひご理解をいただきたいということで中間段階での報告をしたんだろうと思います。

こんなところでよろしいでしょうか。まだご質問がおありでしたら事務局の方のどうぞお願ひいたします。

それでは、最後(3)にその他とありますけれども、これは事務局の方で何かござりますか。

計画評価参事：

特にございません。

鈴木会長：

よろしいですか。その他として審議会のメンバーの方々で何かござりますか。よろしいでしょうか。

はい。それでは、本当は30分に終える予定が私の不手際で20分超過してしまいました。申し訳ありません。本日の審議会はこれで終わらせていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。